

各種届出・手続きは期日までに！

対象のご家庭に各種手続きに関する書類をお送りしました

申・問 児童扶養手当現況届

ひとり親家庭等医療費（県親）受給者証の更新

▷町民課 ☎ 025 - 784 - 3453

特別児童扶養手当の所得状況届

▷福祉介護課 ☎ 025 - 784 - 4560

児童扶養手当の現況届

提出期限 8月28日（金）

児童扶養手当を受給している方は、毎年8月中に前年の所得や児童の監護状況を確認するための現況届を提出する必要があります。この現況届を提出しないと11月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を目的として支給されます。

手当の額

受給資格者が監護養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。

<令和8年度>

▽児童1人の場合 11,340円～48,050円

▽児童が2人以上の加算額

2人目以降：5,680円～11,350円

支給要件

次の要件に該当する児童（18歳になってから最初の3月31日まで、児童に障がいのあるときは20歳未満）を養育している方に手当が支給されます。

①父母が婚姻を解消した児童

②父（母）が死亡した児童

③父（母）が一定程度の障がいの状態にある児童

④その他、父（母）が1年以上遺棄している児童、父（母）が拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童、父（母）が裁判所からDV保護命令を受けた児童 など

ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

※父（母）が婚姻関係（内縁関係も含む）にある

※対象児童が施設に入所している など

ひとり親家庭等医療費（県親）受給者証の更新

提出期限 8月28日（金）

県親受給者証をお持ちの方は、8月中に有効期限の更新手続きが必要です。この手続きをしないと10月以降の医療費の助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

児童扶養手当受給者については、児童扶養手当現況届と一緒に手続きをしてください。

ひとり親家庭等医療費助成とは？

母子・父子家庭等の本人負担分医療費を助成する制度です。児童扶養手当の支給要件①～④に該当する児童と、児童を養育している方が対象になります。

特別児童扶養手当の所得状況届

提出期限 9月4日（金）

特別児童扶養手当を受給している方は、前年の所得を確認するための所得状況届を提出しなければなりません。この届出を怠ると、8月分以降の手当が受けられなくなることがあります。忘れずに提出してください。

特別児童扶養手当とは？

精神または身体に一定の障がいをもつ児童（20歳未満）の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を家庭で養育している方に支給される手当です。障がいの程度に応じて「1級」または「2級」に認定され、等級に応じた手当が支給されます。なお、前年の所得が一定額以上となったときなどは、支給されません。

手当の額

対象児童1人につき

・1級 … 58,450円/月

・2級 … 38,930円/月

支給時期

原則として毎年4月・8月・11月に、それぞれの前月分までが支給されます。